

## とっとり県民活動活性化センター補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり県民活動活性化センター補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、地域づくり団体やNPOの活動を活性化させるため、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が、県内に事務所又は活動拠点を有する地域づくり団体等の活動を支援し、本県の地域づくり活動の促進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、センターが行う別表に掲げる事業（別紙に定めるところに従って、事業者等に助成金を交付。以下「補助事業」という。）について、センターに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該補助事業に伴う収入の額を控除した額とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月15日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 センターは、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、間接交付主体に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助事業の中止及び廃止以外の変更とする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 センターは、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 センターは、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者からの報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。  
(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日  
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日  
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(概算払)

第11条 本補助金は、原則として概算払により交付するものとし、その交付額、交付時期等については、別に通知するところによる。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、政策統轄総局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月8日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年3月27日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

別表

補助事業
地域づくり活動改善支援補助金事業
控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金事業

## とっとり県民活動活性化センター補助金に関する交付基準

区分	補助対象事業者	補助対象経費	交付額
地域づくり活動改善支援補助金事業	<p>県内に事務所を有する非営利で公益を目的とした団体（法人格の有無を問わない。）のうち、あらかじめセンターが必要性を認めた団体。</p> <p>ただし、以下の者は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治・宗教・特定の思想の普及に関わる団体</li> <li>・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体</li> </ul> <p>なお、本区分の交付は同一年度に一回限りとし、過去に本区分による補助を受け事業を実施した者は、同種の事業を実施するために本区分の補助を受けることはできないものとする。</p>	<p>(1) 地域のために取り組む活動を改善・向上させる案件（分野を跨いだ活動や社会実験的かつ試行的な取組等）を実施するために必要とセンターが認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たすものを除く）、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p> <p>(2) 委託費については、県内事業者が実施したものに限り、ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>	<p>交付額は、補助対象経費の10分の10（千円未満切り捨て）とする。</p> <p>ただし、300,000円を上限とする。</p>
控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金事業	<p>県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人</p>	<p>控除対象特定非営利活動法人の指定を取得するために必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・士業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、認定フェンドレイザー）への相談にかかる委託料、相談料及び旅費</li> <li>・県又はセンターへの相談にかかる旅費</li> <li>・会議費（食糧費は除く。）</li> <li>・消耗品費（参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入を除く。）</li> <li>・アルバイトにかかる賃金</li> </ul>	<p>交付額は、補助対象経費の10分の10（千円未満切り捨て）とする。</p> <p>ただし、150,000円を上限とする。</p>

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度とっとり県民活動活性化センター補助事業計画書（実績報告書）

1 地域づくり活動改善支援補助金事業

（1）事業（実施）内容

（2）事業日程

（3）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）を記載してください。

2 控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金事業

（1）事業（実施）内容

（2）事業日程

（3）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度とっとり県民活動活性化センター補助事業収支予算書（決算書）

（収入）

項目	予算（決算） 額	備考
	円	
合 計	円	

（支出）

項目	予算（決算） 額	備考（積算根拠 等）
地域づくり活動改善支援補助金事業	円	
控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金事業	円	
合 計（各事業の総額）	円	

※実績報告の場合は、交付状況一覧を添付すること。

交付状況一覧

1 地域づくり活動改善支援補助金事業

（単位：円）

No	団体名	事業内容	交付決定額	確定額

2 控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金事業

（単位：円）

No	団体名	事業内容	交付決定額	確定額

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター  
理事長 様

職 氏 名

印

年度とっとり県民活動活性化センター補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり県民活動活性化センター補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：担当所属 電話 ）  
記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及びとっとり県民活動活性化センター補助金交付要綱（平成30年4月6日付第201800008253号鳥取県元気づくり総本部長通知）の規定に従わなければならない。